

○経済産業省告示第百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項及び登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）第三十条の規定に基づき高压ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類を次のように定め、平成三十一年五月一日から施行する。

平成三十一年四月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

一 登録免許税の納付期限 登録又は認定をした日から一月以内とする。

二 領収証書を貼り付ける書類 次の様式によるものとする。

(表)
登録免許税納付届

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者

印

高圧ガス保安法の登録又は認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第1項の規定により、領収証書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

領収証書貼付け欄